（例）
・　任意の求めに応じて、警察や税務署に対して個人情報を提出する場合
・　一般統計調査に回答する場合

なお、法務省関係事業者は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第５　個人情報の取得に関する義務

１　適正な取得【法第17条関係】

法務省関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（違反例）
・　本人をだましてその個人情報を取得すること。
・　第三者提供の制限（第７の規定参照）に違反して提供している業者から事情を知って個人情報を取得すること。

第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（第７．３の規定(法第23条第２項・第３項)参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

２　取得時の利用目的の通知又は公表【法第18条第１項関係】

法務省関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

（例）
・　電話帳や職員録等から個人情報を取得した場合
・　個人情報の第三者提供を受けて、個人情報を取得した場合
・　個人情報の取扱いの委託を受けて、個人情報を取得した場合

３　書面等による直接取得時の利用目的の明示【法第18条第２項関係】

法務省関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打ち込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人（法人を含む。）の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、２の規定（法第18条第１項）に基づいて、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。

（例）
・　往復はがきの往はがきに、社会通念上、本人が認識できる場所及び文字の大きさで利用目的を記載する。
・　面談中、本人に対し、定款等のうち利用目的の記載部分を指摘する。
・　ユーザー入力画面において、送信ボタン等をクリックする前等に利用目的が本人の目にとまる形で配置・記載する。

４　利用目的の通知等をしなくてよい場合【法第18条第４項関係】

次に掲げる場合については、２、３及び第４．２⑵の規定（法第18条第１項から第３項まで）は適用しない。

⑴　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）
・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

⑵　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法務省関係事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）
・　新規開発部門が収集した情報の種類が明らかになることにより、企業の健全な競争を害する場合
・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）
・　犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

⑷　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（例）
・　今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合
・　着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合

第６　個人データの管理に関する義務

１　データ内容の正確性の確保【法第19条関係】

法務省関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

２　安全管理措置【法第20条関係】

法務省関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

その際、法務省関係事業者において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

一般に個人データの安全管理措置は、組織的安全管理措置と技術的安全管理措置に大別される。

（組織的安全管理措置の例）
・　個人データの管理に関する責任者の設置とその権限、責任の明確化等組織体制の整備
・　個人データの保護に関する内部規程の整備
・　個人データ取扱マニュアルの作成
・　個人データの委託先の選定基準の策定、委託契約における安全管理の条項の整備
・　従業者に対する教育・研修等の実施
・　個人データを取り扱っている部屋への入退室管理
・　個人データへのアクセス権限を付与する者の限定
・　個人データへのアクセス状況の監視（アクセス履歴の記録等）
・　個人データの事務所外への持出しの制限（個人データを持ち出す権限を付与する者の限定、持出し手段の限定等）
・　個人データの保管場所の施錠及び鍵の管理

（技術的安全管理措置の例）
・　個人データのアクセス権者へのＩＤ・パスワードの付与
・　個人データを取り扱うシステムのセキュリティレベルの高度化（外部からの不正アクセス防止の機能をもつソフトウェアを組み込むシステムの設定等）
・　外部のネットワークからの個人データを取り扱うシステムの遮断
・　外部のネットワークと接続しているコンピュータへのファイアウォールの設置
・　外部のネットワークにより個人データを送受信する場合のデータの暗号化